

第5回 原子力規格委員会 議事録

1. 日時 平成14年3月26日(火) 13:30～17:30

2. 場所 (社)日本電気協会 4階 C, D会議室

3. 出席者(敬称略,五十音順)

出席委員:近藤委員長(東京大学),友野副委員長(東京電力),班目幹事(東京大学),
饗場(三菱重工業),阿部(日本原子力研究所),井上(富士電機),上杉
(発電設備技術検査協会),大久保(上智大学・原子燃料分科会長),大西
(日本原子力保険プール),唐澤(東京電力・品質保証分科会長),小林(東
京工業大学・構造分科会長),柴田(防災科学技術研究所・耐震設計分科会
長),清水(鹿島建設),鈴木(日本製鋼所),中村(関西電力),野本(日
本原子力発電),浜田(日本アイソトープ協会・放射線管理分科会長),前
田(核燃料サイクル開発機構),宮野(東芝),吉川(京都大学・安全設計
分科会長),吉田(日本電気協会)(21名)

代理出席委員:稲垣(日立製作所・小山田代理),清水(火力原子力発電技術協会・五
明代理),本間(内閣府・仲嶺代理),村上(東京電力・浜田運転・保守分
科会長代理),山崎(中部電力・五百旗頭代理)(5名)

欠席委員:尾本(東京電力),原(東京理科大学),平野(原子力発電技術機構),本
部(経済産業省)(4名)

フェロー:安藤(東京大学名誉教授),村主(原子力システム研究懇話会)

オブザーバ(説明者):川瀬(東京電力・放射線管理分科会),北島(中部電力・放射線管理
分科会),樋口(日本原子力発電・基本方針策定タスク),村松(日本原子力発電・
放射線管理分科会),渡邊(グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン・原
子燃料分科会)

事務局:浅井・堀江・小宮・國則・平田・福原(日本電気協会)

4. 配付資料

No.5-1 第4回 原子力規格委員会 議事録(案)

No.5-2 分科会委員名簿(案)

No.5-3-1 「JEAG4802 原子力発電所運転員の教育・訓練指針」改定案に関する書面投票の
結果について

No.5-3-2 JEAG4802 パブリックコメント対応について

No.5-3-3 JEAG4802 原子力発電所運転員の教育・訓練指針(案)

No.5-4 分科会 規格改廃要否の検討,平成13年度活動実績及び平成14年度活動計画(案)

No.5-5-1 規格策定基本方針付則
付則-1 委員心得(案)

付則-2 図書の保存期間（案）

付則-3 規格作成手引き（案）

No.5-5-2 運営規約 細則（案）

No.5-5-3 検討会の公開について（案）

No.5-5-4 英語版規格の発行について（案）

No.5-5-5 免責事項について（案）

No.5-6-1 「JEAG4204 発電用原子燃料検査指針」の改定の骨子

No.5-6-2 発電用原子燃料検査（品質管理）指針 新旧比較

No.5-6-3 JEAG4204 発電用原子燃料品質管理指針（案）

No.5-7-1 原子力発電所放射線遮へい設計指針（仮称）概要

No.5-7-2 原子力発電所放射線遮へい設計指針（仮称）制定案

No.5-8-1 JEAG4606 電気技術指針「原子力発電所放射線モニタリング」改定案の概要について

No.5-8-2 JEAG4606 電気技術指針「原子力発電所放射線モニタリング」新旧比較表

No.5-9-1 個人線量モニタリング指針の改定案概要について

No.5-9-2 JEAG4610 電気技術指針「原子力発電所個人線量モニタリング」新旧比較表

5．議事

（１）定足数の確認

事務局から、委員総数 30 名に対して本日の出席委員数は 22 名で、「委員総数の 3 分の 2 以上の出席」という定足数の条件を満たしていることの報告があった。（最終的な出席委員は 26 名であった。）

（２）前回議事録確認

資料No.5-1の前回議事録（事前に配布し連絡があったコメントは既に反映済み）はコメント無く承認された。

（３）分科会委員の変更

事務局から、資料No.5-2に基づき分科会の退任委員と委員候補の紹介があった。続いて、吉田委員より、規格策定基本方針の 6.5 項 行政庁との関係の内容も参照の上折衝を続けて了解が得られたとして、関係官庁からの安全設計分科会、構造分科会、原子燃料分科会委員候補の推薦があった。

これらの分科会委員候補に関して、挙手による決議を行った結果、出席委員全員の賛成で承認された。なお、今回の新任委員の任期は、分科会規約付則 2 その二に則り、次々回の委員再任日の前日、すなわち平成 17 年 3 月末までとなることが確認された。また、他の分科会についても、関係官庁から参加の了承が確認された時点で、委員候補として推薦する旨の説明があった。

(4) JEAG4802 原子力発電所運転員の教育・訓練指針改定案の審議

村上運転・保守分科会委員より、JEAG4802改定案について以下のとおり説明があった。

- a) 前回の委員会のコメントを取り入れて作成された改定案に関する書面投票の結果を踏まえて、本年1月18日から3月18日まで公衆審査が実施された。
- b) 公衆審査中に付いた6件のパブリックコメントと、各コメントに対する分科会の対応案、それに合わせたJEAG4802改定案を資料No.5-3-2、No.5-3-3のように取りまとめた。

なお、事務局より、公衆審査の周知状況に関して、資料請求者が7名、公開のホームページのカウンタヒット数が130程度であった旨紹介された。

以上の説明に対して、対応案1・追記(e)(1)の「――使用する教材の水準が発電所により著しく異ならないよう、――」という文章中、「著しく」という表現を「水準」に使うのは意味が曖昧になり、そぐわないとの意見があり、これは削除することとした。

また、対応案1・追記(f)に対する回答案が、指針内容の変更は行わないとしている点は良いとしても、質問に対する回答として説明内容が不十分ではないかとのコメントがあり、実態として火災時、交流電源停電時を想定してこういう訓練をしている、という説明も含めた回答としたいと説明された。

委員長より、以上の修正を踏まえた対応案で、質問者への回答とホームページ上での公開を行うことをもって公衆審査を終了し、現案でJEAG4802の改定を行うことが諮られ、挙手による決議の結果、1名の棄権を除き他出席委員全員の賛成により承認された。

(5) 分科会規格改廃要否、平成13年度活動実績及び平成14年度活動計画(案)の審議

各分科会より規格改廃要否の検討結果と活動実績、計画の案の説明が資料に基づいてなされ、議論の結果、その内容に対して以下の補足説明がなされた。

- a) 耐震設計分科会 JEAGXXXX 乾式キャスク貯蔵建屋基礎構造の設計に関する技術指針

平成14年度活動計画中の、「H13年度内結審予定」の表現は「審議中」に修正する。

- b) 構造分科会 JEAG4613-1998 原子力発電所配管破損防護設計技術指針

現状改定不要と表現しているが、本指針で扱うオーステナイト系ステンレス鋼に加えてフェライト鋼も含め最新の知見で日本機械学会が制定中の指針の完成に合わせて、日本機械学会とも相談のうえ、再度本指針の扱いについて検討する予定である。

c) 運転・保守分科会 JEAG4102-1996 原子力発電所の緊急時対策指針

これまでの事前検討では、改定が必要となる可能性が高いと考えられるが、その正式な決定をすべく平成14年度に分科会で検討を行う。

d) 運転・保守分科会 JEAG4209-1996 原子力発電所の設備点検指針

改定要否の検討活動に行政の動向も参考にする部分の表現を、適切な表現に修正する。

e) 運転・保守分科会 JEAG**** 原子力発電所の防火管理指針（仮称）

制定要否の検討活動に国（＝消防庁）の動向も参考にする部分と、国の動向の部分が指している技術基準の範囲の表現を、適切な表現に修正する。

委員長より、これらの報告について、上記の修正を施すことを条件として承認してはどうかと諮られ、挙手による決議の結果、出席委員全員の賛成で承認された。

（6）規格策定基本方針付則、運営規約細則、検討会の公開、英語版規格の発行、免責事項について

樋口基本方針策定タスク委員より、資料No.5-5-1～5-5-5に基づき、規格策定基本方針の付則-1 委員心得（案）、付則-2 図書の保存期間（案）、付則-3 規格作成手引き（案）、運営規約 細則（案）、検討会の公開について（案）、英語版規格の発行について（案）、免責事項について（案）の説明があった。

a) No.5-5-1 規格策定基本方針の付則-1 委員心得(案)、付則-2 図書の保存期間(案)、付則-3 規格作成手引き（案）に関しては議論の結果、以下の修正が提案された。

- ・ 付則-1 1. 「奉仕」を適切な表現に修正する。
- ・ 付則-1 1. 「名声」を適切な表現に修正する。
- ・ 付則-1 2.2) 「危害」を適切な表現に修正する。
- ・ 付則-2 1.(6), 2.(5) 途中就任委員の再任を含めた最長継続任期（12年）も考慮して、「委員委嘱状」の保存期間を10年から15年に修正する。
- ・ 付則-3 1. 「――規格の例を示す。」→「――規格の例に従う。」に修正する。

委員長より、以上の修正を行うこと、心得は重要文献になるので、委員各位が熟読し、後日内容の細部にコメントがある場合にはお寄せいただきたいこと、タスクは上の修正と併せてコメントを検討の上、案を完成させることを条件として、基本的に現案を附則として承認してはどうかと諮られ、挙手による決議の結果、出席委員全員の賛成で承認された。

b) No.5-5-2 運営規約 細則(案)に関しては、議論の結果、以下の修正が提案された。

- ・ 6.(3)「公衆ヒアリング」はルーチン外の稀な例であることが容易に分かる表現に修正する。
- ・ 6.(4) 審議・決議承認は委員会で行うという観点から、「公衆審査」を適切な表現に修正する。

委員長より以上の修正を行うこと、後日内容の細部にコメントがある場合にはお寄せいただきたいこと、タスクは上の修正と併せてコメントを検討の上、案を完成させることを条件として、基本的に現案を細則として承認してはどうかと諮られ、挙手による決議の結果、出席委員全員の賛成で承認された。

- c) No.5-5-3 検討会の公開について(案)に関しては、トレーサビリティを持たせるべく規格の原案を議論・作成する場を公開にする、という趣旨の提案であることの説明があった。その場が分科会自体になるか、その下部組織になるかは、分科会毎に異なる可能性もあり、委員長よりタスクで規約の文章や場の呼び方などを検討の上、案を完成させることを条件として、上記提案の趣旨を承認してはどうかと諮られ、挙手による決議の結果、出席委員全員の賛成で承認された。次回の委員会までに、提案の趣旨に基づき、分科会規約の改定案を作成することとなった。
- d) No.5-5-4 英語版規格の発行について(案)の基本的な内容に関して、挙手による決議の結果、出席委員全員の賛成で承認された。ただし、実際に英語版を作成、発行するか否かは、分科会で英語版の必要性検討をよく行うことはもとより、日本電気協会の収益の問題も考慮すべきであり、協会事務局ともよく相談する必要があることが確認された。
- e) No.5-5-5 免責事項について(案)の基本的な内容に関して、挙手による決議の結果、出席委員全員の賛成で承認された。なお、日本電気協会の持つ著作権については、すべて日本の著作権法に従っており、また、事前了解の取得は任意フォームで問い合わせればよい旨説明があった。

(7) JEAG4204 発電用原子燃料品質管理指針改定案の審議

渡邉原子燃料分科会委員より、資料No.5-6-1～5-6-3に基づき、「JEAG4204 発電用原子燃料検査指針」の改定の骨子、発電用原子燃料検査(品質管理)指針 新旧比較、発電用原子燃料品質管理指針(案)の説明があった。委員長より、以下のコメントを踏まえて、改定案の構成を見直し、付属書ならびに解説の内容のうち本文と同じく規格としての拘束力を持たせる部分については、その内容は本文の中に取り入れること、ならびに、不明確な部分については要求の内容の表記を改めることを条件として、書面審査に入ることを承認してはどうかと諮られ、挙手による決議の結果、出席委員全員の賛成で承認された。

- a) 付属書が拘束力を持つのか否かを明確にすべき。

- b) 本文，付属書ならびに解説の位置づけを分かりやすい構成にすべき。
- c) 本文中に例示される品質保証確立に適用する指針・規格と，それらを考慮して付属書にまとめられた，原子燃料製造の品質保証に関わる基準・基本的要件，標準的な品質保証の枠組みの内容との位置関係を明確にすべき。
- d) 規格の要求事項の表記方法中に，明確に「すべき」と表現しておらず，分かりにくい部分があり修正すべき。

[(Post-meeting Note) 内容の修正が広範に亘るため，修正後すぐ”に書面審査に入らず，次回委員会に再度諮る方針となった。]

(8) 原子力発電所放射線遮へい設計指針（仮称）制定案の審議

川瀬放射線管理分科会常時参加者より，資料No.5-7-1，5-7-2に基づき，原子力発電所放射線遮へい設計指針（仮称）概要，原子力発電所放射線遮へい設計指針（仮称）制定案の説明があり，議論の結果以下のコメントを踏まえて制定案を修正し，次回委員会に再度諮ることとなった。

- a) 方法論の部分が本文ではなく解説に入っている構成は，内容が分かりにくいので見直すべき。
- b) 4.1.2 遮へい設計区分や4.2.2 遮へい設計の条件の一部など，文章の内容に分かりにくい箇所があり，修正すべき。
- c) 文章中の表現に「など」が多用されているが，具体的により詳しく例を示せる場合は示すべき。

(9) JEAG4606 原子力発電所放射線モニタリング改定案の審議

北島放射線管理分科会委員より，資料No.5-8-1，5-8-2に基づき，JEAG4606 電気技術指針「原子力発電所放射線モニタリング」改定案の概要について，JEAG4606 電気技術指針「原子力発電所放射線モニタリング」新旧比較表の説明があり，議論の結果以下のコメントを踏まえて改定案を修正し，次回委員会に再度諮ることとなった。

- a) 例えば，5.4 計測方法及び計測装置の内容が，5.3計画の策定の解説を読まなければ理解できず，また，解説で説明がある項目の一部だけを本文で参照している理由が明示されていないなど，解説を含めた今の構成が分かりづらいので，見直すべき。
- b) 「測定」と「計測」などの類義語を，可能な範囲で統一した方が，理解しやすくなると思われるので，見直すべき。
- c) 関連するJIS規格の表示があるが，年度を追記し管理すべき。
- d) 本文の表現内容からは，解説の内容が適切に想像しづらい箇所があり，参照する解説の内容のうち必要な部分を本文内に取り入れるか，適切に表現すべき。

(10) JEAG4610 原子力発電所個人線量モニタリング改定案の審議

村松放射線管理分科会常時参加者より、資料No.5-9-1、5-9-2に基づき、個人線量モニタリング指針の改定案概要について、JEAG4610 電気技術指針「原子力発電所個人線量モニタリング」新旧比較表の説明があり、議論の結果以下のコメントを踏まえて改定案を修正し、次回委員会に再度諮ることとなった。

- a) 解説は規格を定めた背景や理由などを説明する部分であり、規定する数値も含めて規範となる内容は本文に記載すべき。
- b) 4.2等価線量の評価に、「――適切な方から評価する」とあるが、要求事項として明確になるよう見直しを検討すべき。

(11) 規格の本文・解説の構成について

阿部委員より、本文に何を書くか、解説に何を書くか、それぞれの位置づけを示す指針を示してもらえると、分科会での作業に役立つとの要望があり、委員長より、現状JIS流の、本文は規範性を持つ部分、解説は規範性は持たず、例えば要求する理由を説明するような部分で、規格としての要求事項は本文のみですべて網羅されるべきと考えている旨の説明があった。

本件に対して以下のコメントがあった。

- a) 基本方針策定タスクで検討中の、No.5-5-1 規格策定基本方針の付則-3 規格作成手続き（案）の中で、本文に記載する内容含めて、規格の構成を示す予定である。
- b) 解説文が本文と分かれて、頁が後のほうに編集され、物理的に両者が離れた部分に存在すると、参照がしづらくなり理解が困難になりがちである。

規格の構成に関する問題は、現在のJEAGの多くが抱える共通的な問題と考えられるため、基本方針策定タスクのメンバに加え、本日コメントが出されたJEAGを担当する分科会のメンバに臨時参加してもらい、タスクを開催することとし、タスクを開催後、付則-3 規格作成手続き（案）を修正して、規格の構成に関する方針を明確化し、各分科会で担当する規格の構成を見直して、この方針に従った構成に見直す検討を行うこととなった。

(12) その他

次回委員会開催日時は、事務局より後日メールなどで確認、調整し決定することとなった。

以 上